

(平成23年9月7日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認岐阜地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	1 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	5 件
厚生年金関係	5 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B営業所（現在は、A社C支社）における資格喪失日（昭和53年4月20日）及びD社E工場における資格取得日（昭和53年5月21日）に係る記録を昭和53年4月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を16万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年4月20日から同年5月21日まで

昭和47年4月にA社に入社以来、同社及び関連会社に継続して勤務しているが、厚生年金保険の加入記録は、同社B営業所からD社E工場に異動した際の53年4月20日から同年5月21日までの期間が空白になっている。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

D社から提出された昭和53年4月、同年5月分の給料明細表及びA社の回答から判断すると、申立人は、申立てに係るグループ会社に継続して勤務し（昭和53年4月21日にA社B営業所からD社E工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和53年5月の申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録から、16万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の納付義務の履行については、事業主は、申立人の資格喪失日及び資格取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対し誤って提出し、申立期間に係る厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和53年4月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和35年1月19日から同年12月14日まで
② 昭和35年12月14日から37年5月26日まで
③ 昭和38年2月8日から同年7月11日まで
④ 昭和38年7月11日から41年4月3日まで
⑤ 昭和41年9月1日から42年1月1日まで
⑥ 昭和42年1月6日から43年7月21日まで
⑦ 昭和43年10月21日から44年9月14日まで

昭和41年4月にA社B工場を退社した後と44年9月にC社を退社した後、それぞれ脱退手当金を受給していることになっているが、受給した記憶も無いので、支給記録を取り消し、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、申立期間①から④までに係るものと申立期間⑤から⑦までに係るものの2回にわたり支給されたと記録されているところ、2回とも申立人の意思に反して請求されているということは考え難い。

また、申立期間④及び⑦の事業所に係る申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する表示が確認できるとともに、いずれの申立期間とも、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無い上、申立期間④及び⑦の事業所における厚生年金保険被保険者資格喪失日からそれぞれ4か月以内に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さやうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

岐阜厚生年金 事案 2101

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 7 月 21 日から 39 年 5 月 26 日まで
結婚が決まったため A 社 B 工場を退職し、脱退手当金が支給されたとする時期は実家に居たが、脱退手当金を受給した記憶が無いので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していた事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人が記載されたページとその前後 3 ページに記載されている女性被保険者のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和 39 年 5 月 26 日の前後 2 年間に資格喪失した者 41 名のオンライン記録を確認したところ、28 名に脱退手当金の支給記録があり、そのうち 24 名が 5 か月以内に支給されていることを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性がうかがえる。

また、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金を支給したことを意味する表示が記載されている上、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 4 か月後の昭和 39 年 10 月 1 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

岐阜厚生年金 事案 2102

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年11月7日から26年12月11日まで
昭和26年に長女が生まれたが、A社を9月一杯で退職しており、脱退手当金を受給した覚えが無い。調査して申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間の脱退手当金は、昭和27年6月30日に支給決定されているが、当時は通算年金制度創設前であり、20年以上の厚生年金保険被保険者期間が無ければ年金は受給できなかったことから、申立期間の事業所を退職後、厚生年金保険への加入歴が無い申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはいかたがえない。

また、申立人の厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）に脱退手当金の支給に係る表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、一連の事務処理に不自然さは見当たらない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

岐阜厚生年金 事案 2103

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 6 月 1 日から 43 年 2 月 1 日まで
昭和 40 年 6 月から 43 年 1 月までのA社に勤務した期間の脱退手当金は、受給した覚えが無い。当該期間を厚生年金保険の被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」表示が記載されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、厚生年金保険被保険者資格喪失日から約5か月後の昭和43年6月21日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和33年6月1日から36年11月10日まで
A社が廃業になり、やむを得ず退職して、その後は家の手伝いをしていたが、脱退手当金を受給した記憶が無いので、調査して申立期間を被保険者期間として訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、資格喪失日から約3か月後の昭和37年2月6日に支給決定がされており、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。